

事務連絡  
令和2年7月28日

各部課（所・局・館）長 殿

総務部長

風邪症状がみられる職員の医療機関への受診等について（お願い）

このことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、下記のとおり所属職員に周知していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 発熱等の風邪症状がみられる職員の医療機関の受診について

職員本人に発熱（微熱も含む）や身体のだるさ等の風邪症状が見られる際は、早急に医療機関を受診し、医師の判断に従い療養に努めるようお願いします。

#### 2 発熱等の風邪症状がみられる際の休暇の取扱いについて

職員本人に発熱、身体のだるさ等の風邪症状が見られる際は、病気休暇を取得することができます。病気休暇を請求する際は、原則医師の診断書の提出が必要ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、令和2年7月28日から令和3年3月31日までの期間に限り、発熱等の風邪症状があり、医療機関を受診する際及び医師の指示により自宅療養する際は、医師の診断書に代えて医療機関を受診したことを証する資料（医療機関の明細書や薬の説明書等）を提示することで、病気休暇を取得することができる運用とします。会計年度任用職員についても、この取扱いに準じ、病気休暇（無給）を取得できる運用とします。

なお、同期間中にこの取扱いにより取得した病気休暇については、診断書を提示して取得した病気休暇と合算し、年30日以内に限り勤勉手当からの減額は行いません。

※休暇の申請方法については、別紙1のとおり

#### 3 職免について（再周知）

令和2年6月2日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の予防に係る職免の取扱いの変更について」のとおり、職員又は同居の家族等が帰国者・接触者相談センター又は医師により新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断された場合は、職免扱いとします。

※ 発熱等の風邪症状がある際の休暇・職免の取扱いについて、別紙2及び別紙3もあわせてご確認ください。

【担当】 人事課人事係 0422-60-1810(内線 2231、2233)  
人事課給与厚生係 0422-60-1812 (内線 2236)